

第4部 共通事項

第1章 収集・運搬に関する安全管理計画

1. 交通事故の防止

収集作業時の交通事故防止については、町担当者、委託事業者の一人ひとりが安全な運転を意識して取り組むことが大切である。また、収集作業の合理的な体制づくりにより、無理のない収集システムを確立することも重要となる。また、許可業者への安全運転への意識・取り組みについて指導するとともに、収集作業の合理的な体制づくりについても指導していく。

2. 収集作業中の事故防止

他の自治体において、表33のような清掃事業の事故が報告されている。

これらの事故は、いずれも排出者が適正な処理を心がけることで防げるものである。従って、このような事故の実態を排出者へPRし、同時にごみの適切な排出方法の実行を図ることとする。

表33 清掃事業の事故事例と対応例

事故の事例	・ ガラスの破片や竹串による怪我 ・ スプレー缶、ガスボンベ等の混入による中間処理施設や収集車の爆発 ・ 煙草の不完全消火による収集車の火災 ・ 注射器による刺傷（B型肝炎やエイズ等の血液感染症にかかる恐れがある。） ・ 重量物を運搬することによる腰痛 ・ 厨芥類の汚水の飛散による目の負傷 ・ 粉体物（電気掃除機中のごみ等）の飛散による目の負傷・・・等
対応例	・ 指定袋で排出すること ・ 掃除機のごみ等の粉体状ごみについては、袋の口をしっかりと結ぶこと ・ 厨芥類のように水分の多いごみについては、水切り等汚水防止対策を行うこと ・ ごみ1袋当たりの重量を小さくして排出すること ・ 適正処理困難物を排出しないこと・・・等

引用：長泉町一般廃棄物処理基本計画（中間見直し）、平成25年3月

3. 事故発生時のマニュアル作成・配付

万一事故が発生した場合に備えて、事故発生時の対応についてマニュアルを作成・配布し、委託業者及び関係作業員に周知徹底を図る必要がある。

【参考法令】

廃棄物処理事業における労働安全衛生対策の強化について

(公布日：平成5年3月2日、衛環56号)

(各都道府県廃棄物処理担当部(局)長あて厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知)。

廃棄物処理事業における労働安全衛生対策の推進については、昭和五十七年八月二六日付け環整第一二三号本職通知「廃棄物処理事業における労働安全衛生対策の充実について」等に基づき、廃棄物処理事業における事故防止対策の徹底を図るよう、貴管下市町村に対する指導をお願いしているところであるが、最近、ごみ収集運搬車両に関する事故及びごみ処理施設における爆発火災の発生等がみられるところである。

このような状況及び労働安全衛生関係法令の改正等に鑑み、このたび労働省において、別添のとおり、新たに「清掃事業における安全衛生管理要綱(以下「要綱」という。)」が定められたところであり、今後、これを踏まえ、廃棄物処理事業における労働安全衛生対策の一層の強化を図られるよう、左記事項に留意のうえ、貴管下市町村等に対する指導方よろしく願います。

記.

一 今般定められた要綱は、昭和五十七年七月二八日付け基発第四九九号「清掃事業における労働災害の防止について」に基づく要綱を見直したものであり、平成五年三月二日付け基発第一二三号及び基発第一二三号の二により労働省労働基準局長から、各都道府県労働基準局長並びに厚生省生活衛生局長及び自治省行政局長宛通知されていること。

二 市町村(一部事務組合を含む。以下同じ。)及びその委託に係る清掃事業者その他関係者に対して、要綱の周知徹底を図られたいこと。

特に、委託又は許可に係るごみ収集運搬業者に対しても、ごみ収集運搬作業時における事故を防止するため、要綱の周知徹底を図るよう、管下市町村を指導されたいこと。

三 万一、労働安全衛生に係る事故の発生があった場合は、従来どおり可及的速やかに本職あて報告されたいこと。

第2章 中間処理・最終処分に関する安全管理計画

1. 作業環境の向上

快適な作業環境の形成のために、委託事業者は、事業場の安全衛生水準の向上を図るために次の措置を継続的に講ずる必要がある。

- ・ 作業環境を快適な状態に維持管理すること。
- ・ 労働者の従事する作業について、適宜、見直し改善を図ること。
- ・ 作業に従事することによる労働者の疲労を軽減するための施設または設備を設置し、または整備すること。

2. 交通安全の厳守

構内道路は、収集車、直接搬入車及び歩行者等が安全かつ円滑に通行できるように、場内の交通規制を厳守する。

3. 爆発・火災への対策

爆発・火災は発生防止対策を徹底するとともに、安全マニュアル等の作成による教育訓練、避難訓練を実施する（表 34）。

表 34 爆発・火災への対策

発生防止対策	爆発物、爆発性物質の投入防止	爆発防止対策の第一は、爆発物、爆発性物質を中間処理施設に投入しないことである。そのためには、排出者に対しそれらの爆発物、爆発性物質の適正な排出方法の実行を促すと同時に、収集ごみの中に混入している場合は、中間処理を行う前に除去できるように配慮する必要がある。
	適正な技術者による運転・管理及び定期点検・整備の実施	中間処理施設では、専門知識を要する設備・機器等が多く設置されている。よって、それらを安全に運転していくために、その分野において専門的知識を有する管理者・資格者により運転・管理を行うことが必要である。また、定期点検・整備を行うことにより事前の事故防止に努めることとする。
事故発生時の安全対策		中間処理施設において、万一事故が発生した場合、これによる人身事故や火災等の二次災害を未然に防ぐため、安全マニュアル等の作成による教育訓練、避難訓練等を実施する。

引用：長泉町一般廃棄物処理基本計画（中間見直し）、平成 25 年 3 月

4. 病原菌への対応

ごみには、病原菌、寄生虫卵等が混入しており、衛生的にきわめて危険なものである。また、注射器等の医療系廃棄物による感染の恐れもある。これらに対する防疫には、ごみに直接手を触れないようにし、作業後に手洗い等、消毒を十分に心がけるとともに寄生虫の駆除、定期健康診断等を必要に応じて行う。また、ハエやねずみ等の媒介による病原菌の感染にも注意する必要がある。

5. 漏電の防止

感電は、作業員の不注意や過ちによる場合や、工事不良や器具等の故障等で漏電している金属体に触れて起こる。電気主任管理者及び作業員は、定期検査等を適正に行い、常に安全な状態にしておく必要がある。

6. 作業上の危険

施設の運営に際しては、安全作業を行うように努めなければならないが、やむをえず危険を伴う作業を行う場合もある。また、状況によっては安全作業も危険作業となることもあるので、作業者は常に細心の注意を払わなければならない。また、誤作動等による事故も発生しているため、適正な運転・管理についての教育訓練も徹底しなければならない。

他の自治体での事故例を挙げると以下の表 35 のようなものがある。

表 35 作業上の事故事例

事故の事例	・ ピット内への転落 ・ ピットから発生した可燃性ガスの爆発 ・ 焼却灰や熱湯との接触によるやけど ・ 施設整備中の感電 ・ 汚水槽等の清掃中の酸欠・有毒ガス中毒 ・ 誤作動による回転体への巻き込まれ・・・等
-------	--

引用：長泉町一般廃棄物処理基本計画（中間見直し）、平成 25 年 3 月

7. 最終処分における安全管理

最終処分における安全衛生管理は次のようなものがある。

これらの安全対策は、中間処理の場合に準じたものが必要である。

- ・ 作業環境
- ・ 爆発・火炎
- ・ 病原菌
- ・ 作業上の危険

8. 中間処理施設で必要となる資格など

中間処理施設で必要とされる資格等の一覧（参考例）を以下にまとめる。

焼却施設	資源物ストックヤード	埋立施設
○廃棄物処理施設技術管理者（一般廃棄物焼却施設） ○安全管理者 ○衛生管理者 ○酸素欠乏危険作業主任者 ○危険物取扱者 ○フォークリフト運転士 ○ボイラ技士 ○クレーン運転士（5t 以上） ○電気主任技術者 ○ボイラー・タービン主任技術者 ○ガス溶接作業主任者 ○防火管理者 ○圧力容器取扱作業主任者 ○特定化学物質等作業主任者 ○エネルギー管理士 ○ガス溶接作業者 ○アーク溶接作業者 ○特定粉じん作業者 ○玉掛作業者 ○有機溶剤作業主任者 ○研削といし作業者 ○酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者 ○特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者 ○ダイオキシン類作業従事者 ○高所作業車運転者 ○特定化学物質作業主任者 ○高圧・低圧電気取扱者 ○電気工事士 ○自衛消防技術など	○廃棄物処理施設技術管理者（破砕・リサイクル施設） ○安全管理者 ○衛生管理者 ○危険物取扱者 ○フォークリフト運転士 ○電気主任技術者 ○防火管理者 ○玉掛作業者 ○有機溶剤作業主任者 ○研削といし作業者 ○高圧・低圧電気取扱者 ○電気工事士など	○廃棄物処理施設技術管理者（最終処分場施設） ○最終処分場技術管理者 ○安全管理者 ○衛生管理者 ○酸素欠乏危険作業主任者 ○危険物取扱者 ○フォークリフト運転士 ○電気主任技術者 ○防火管理者 ○特定化学物質等作業主任者 ○特定粉じん作業者 ○ダイオキシン類作業従事者 ○特定化学物質作業主任者 ○高圧・低圧電気取扱者 ○電気工事士など

